

# 多重債務相談受付状況(令和元年度)

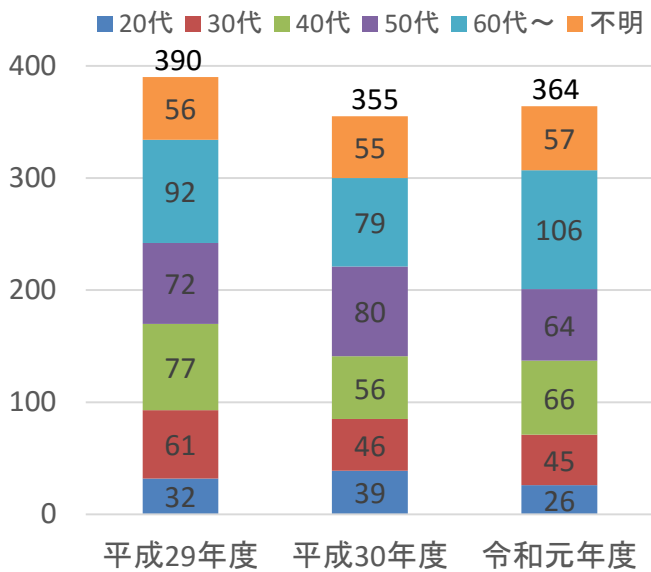


北海道財務局が受け付けた多重債務相談について、令和元年度（2019年4月～2020年3月）の受付状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

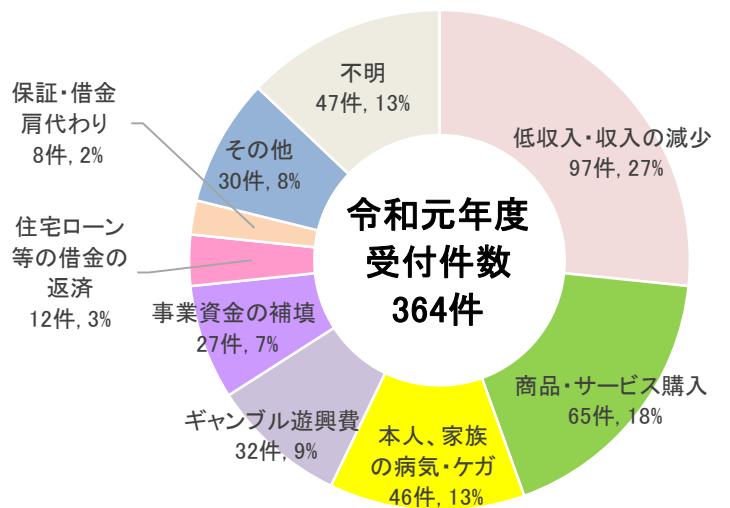
## 1. 令和元年度の概要

- 令和元年度の相談件数は364件で、前年（355件）から**9件の増加（+2.5%）**。
- 相談者の**年齢別では、60歳以上の相談者が増加し全体の3割近くを占めている（29.1%）**。
- 借入のきっかけは、非正規雇用等による低収入や離職や転職による収入減を背景とした生活費などの借入、衣料品や趣味等の商品・サービスの購入に伴う借入で、**全体の半数近くを占めている（44.5%）**。
- 相談者の**負債状況は、300万円未満の相談者が全体の半数を超えている（54.7%）**。
- 相談者の**世帯年収は、300万円未満の相談者が全体の半数を超えている（55.5%）**。

### 相談者の年齢構成

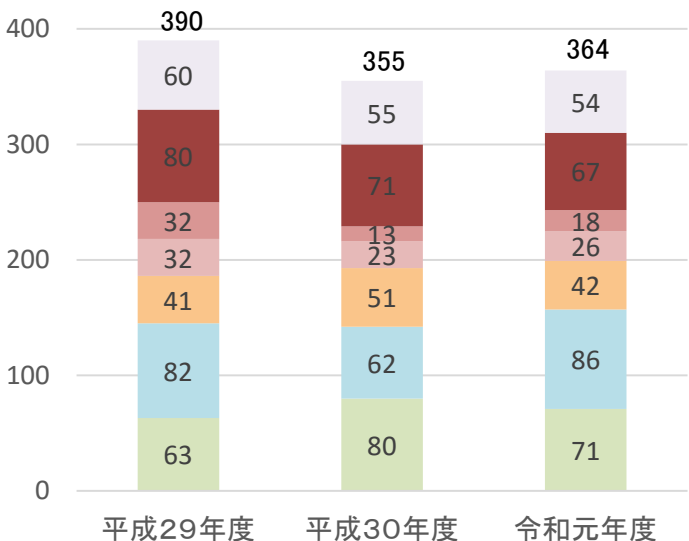


### 借入のきっかけ

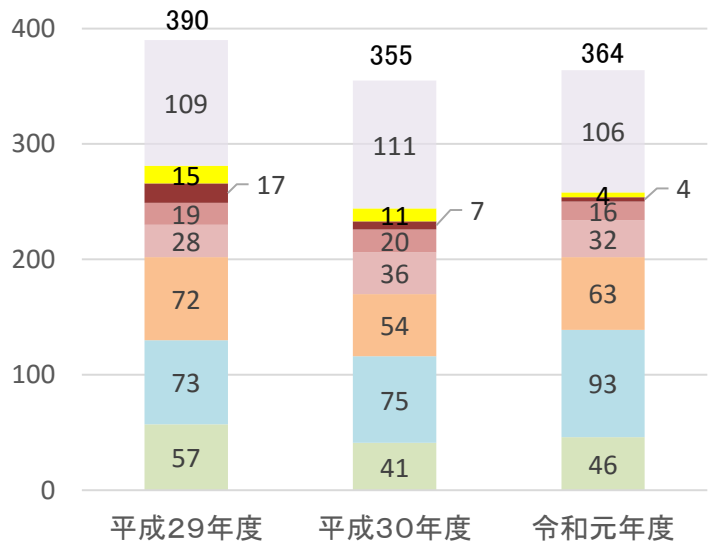


※四捨五入の関係から合計が100%にならない場合があります。

### 相談者の負債状況



### 相談者の世帯年収



■ 100万円未満 ■ 100万円～200万円未満 ■ 200万円～300万円未満  
 ■ 300万円～400万円未満 ■ 400万円～500万円未満 ■ 500万円以上  
 ■ 不明

■ 100万円未満 ■ 100万円～200万円未満 ■ 200万円～300万円未満  
 ■ 300万円～400万円未満 ■ 400万円～500万円未満 ■ 500万円～600万円未満  
 ■ 600万円以上 ■ 不明

## 2.相談事例

### 【事例1：任意整理（30代 男性）】



○飲食業で働いている。人間関係がうまく行かず店を転々とした。何度か無収入の期間があり生活費として4社から100万円を借りた。また、車のローンも80万円ある。今回も転職したばかりで来月まで給与が出ない。返済ができないので債務整理をしたいが、仕事が深夜に及ぶので車は手放せない。車を手放さずに債務整理をする方法はないか。

#### 《当局の対応(助言)等》

- ・法テラスの民事法律扶助制度（無料法律相談、弁護士費用の立替え、分割償還）について情報提供し、無料法律相談を受けるように助言。
  - ・自己破産すると車は残せないが、債務整理後、お金を貯めて中古車を購入できる。
  - ・車を残したい場合、車以外の4社を任意整理し元本のみを36回～60回で払う方法がある。
- ☆法テラスの民事法律扶助制度を利用して、車を残して任意整理することとなった。

### 【事例2：民事再生（50代 男性）】

○夫婦で飲食店を営んでいたが妻が働けなくなり店を閉め、同業者の店で働くことになった。店の資金や生活費として7社から400万円を借りている。住宅ローンも1000万円残っている。収入は安定したが減収で借金の返済ができない。自宅を残して返済額を減らす方法はないか。

#### 《当局の対応(助言)等》

- ・民事再生で自宅を残す方法がある。住宅ローン以外の負債を圧縮(400万円→100万円)して3～5年で返済する方法。住宅ローン残債の方が住宅時価額より多いこと、安定した収入があること等が条件となる。まずは、複数業者に自宅の無料査定を依頼するように助言。
- ☆法テラスの民事法律扶助制度を利用して、民事再生の方向で検討することとなった。

### 【事例3：自己破産（20代 男性）】

○障害があり月額約6.5万円の障害年金を受給しながら働いていたが失業。年金だけでは生活できずカードで生活費を賄い、リモートワークの勉強のため2台の携帯契約をして80万円の借金できた。税金の滞納もある。自己破産で税金も免除になるか。受給している年金に影響はないか。

#### 《当局の対応(助言)等》

- ・生活基盤を整えることが先決である。
  - ・生活保護の申請をするとともに、自己破産で借金をなくすことを提案。
  - ・滞納した税金は自己破産でも免除されないため、税担当部署に速やかに相談するよう助言。
- ☆生活保護申請を行い、法テラスの民事法律扶助制度で自己破産の手続を行うこととなった。

お金の問題のストレスは、日々の生活に大きく影響します。  
重荷を下ろして、生活を立て直してみませんか。一度、お話を聴かせてください。  
買い物などのクレジットや金融機関の借入れなども相談対象です。  
あなたの安心した笑顔がみたいです。



### 【スキルアップ研修会を開催いたしました(R元.12)】

講師として、金融庁、消費者庁、ファイナンシャルプランナーの3名を招き、国のギャンブル等依存症対策の概要等のほか、生きづらさを抱えた人に寄り添う「家計支援」を取り上げ、全道の相談業務に従事する市町村の担当者等91名が参加しました。

#### 【相談員が理解して対応すべきこと】

1.ギャンブル等依存症では、

- ①ギャンブル等依存症は病気であるという認識のもと対応すべき。
- ②家族等周囲の方々が疲弊し、傷ついていることを認識すべき。
- ③家族が肩代わりして借金を返済することは問題の根本解決に繋がらない。

2.生きづらさを抱えた人に寄り添う「家計支援」では、

- ①失業と病気・収入減と浪費のように課題が複数できて常態化する。
- ②困窮状態から抜け出すには、就労支援と家計改善支援の双方が重要。
- ③行動分析学を応用し、「良くない行動」を「良い行動」に変え、本人にメリットを享受してもらうことで家計管理の可能性が広がる。
- ④「月末に数字を合わせる」支援ではなく、「今月も楽しく暮らせた」という支援であって欲しい。



#### 【講師派遣等のご案内】

- 当局の専門相談員による多重債務出張相談会・相談員向けの勉強会等を道内各地で実施しています。債務整理の基礎知識やグループワークによる意見交換を実施し、消費相談、福祉、自立支援、税務などの部署と横連携を図り、多重債務の解消に向けた対応を行っています。
- 各機関からの要望により、多重債務相談に係る相談員の派遣や勉強会等の講師を派遣しております。ご要望がある場合は、当局相談窓口までご連絡ください。

- 北海道財務局では、専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、相談者にあった解決方法を提案します。借金でお悩みの方は、ぜひご相談ください。

☆多重債務に関するご相談等は、北海道財務局「多重債務相談窓口（金融監督第三課）」まで！

電話番号：011-807-5144

受付時間：月曜日～金曜日(年末年始及び祝日を除く) 9時～12時、13時～17時

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎11階